**平成２１年（フ）第１６２７号**
さいたま市中央区本町東５丁目18番26―207号、破産手続開始時の住民票上の住所さいたま市中央区本町東７丁目３番２号
破産者　原　　高教
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１６２８号**
さいたま市中央区本町東５丁目18番26―207号、破産手続開始時の住民票上の住所さいたま市中央区本町東７丁目３番２号
破産者　原　　淳子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１１９号**
石川県かほく市外日角ニ102番地２
破産者　表　　史
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第９５５号**
大阪府茨木市東福井２丁目１番15号
破産者　大西　唯一
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６５０２号**
大阪府守口市日光町１番３号大塚コーポ２階205号、開始決定時の住所大阪府守口市春日町10番21―302号
破産者　新田　了子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１５１号**
大阪府箕面市西宿２丁目22番３―603号
破産者　釋　美奈子（旧姓末永）
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第９８０号**
大阪府東大阪市菱屋西１丁目10番23号
破産者　井上　義信
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２０２４号**
大阪府東大阪市東石切町６丁目８番16号東石切ベルメゾン201、開始決定時の住所大阪府東大阪市山手町12番22号
破産者　鶴浦　弘敏
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２１５７号**
大阪市此花区伝法６－３－２―416、住民票上の住所大阪市此花区春日出北３丁目４番２―303号
破産者　吉賀さち子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２２２９号**
大阪府茨木市西福井２丁目３番１―605号
破産者　木之下眞知子（旧姓向當）
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２３０２号**
兵庫県川西市丸山台１－３―51、住民票上の住所大阪府松原市上田７丁目５番８号
破産者　春木　竜馬
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２３６４号**
大阪府八尾市太子堂４丁目１番37号
破産者　清水　明美
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１３１２号**
大阪府羽曳野市はびきの５丁目５番12―301号
破産者　梅本　正雄
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第３３４号**
大阪府松原市立部２丁目６番40号
破産者　土橋　恵貴
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第３８８号**
大阪府羽曳野市野々上５丁目13番４―301号
破産者　**赫**原　律子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１３６１号**
神戸市中央区北野町２丁目９番１号ギターマンション202号、従前の住所兵庫県明石市東朝霧丘33番１―405号
破産者　ブティックラブリーこと　大西　　満
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３２０号**
兵庫県川西市一庫２丁目２番29号
破産者　内野　辰男
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３８３号**
兵庫県伊丹市南野北４丁目３番12―105号、前住所兵庫県尼崎市潮江１丁目16番１号エーベル上田屋
破産者　上廻　郁朗
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第４３１号**
兵庫県川西市美園町10番16号
破産者　野殿　武久
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部